

◎新潟県選挙管理委員会告示第5号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟市南区選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和元年6月4日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
茨曽根地域生活センター	新潟市南区茨曽根 3443番地	講堂 (集会室)	79.00	令和元年5月1日
小林地域生活センター	新潟市南区下木山 613番地	研修室 (集会室)	93.00	令和元年5月1日
鷺巻地域生活センター	新潟市南区東笠巻新 田278番地1	集会室 (体育館)	127.00 (624.00)	令和元年5月1日
味方体育館	新潟市南区西白根 2676番地	アリーナ (競技場)	961.00	令和元年5月1日